

広報

あさくら

【お知らせ版】



2019
平成31年
4月15日号

No.313



伝統息づく「泥打祭り」

平成31年3月24日・阿蘇神社(杷木穂坂)

泥打祭り(福岡県無形民俗文化財)は、江戸時代から続くとされ、地域に親しまれている奇祭です。

代宮司(写真中央)めがけて、子どもたちが泥を投げつけ、多くの泥が代宮司の体に付くほど豊作になるといわれています。

市政ニュース 2～7 P

4月27日～5月7日の
業務のお知らせ 8 P

情報満載! お知らせ広場 10～11 P

健康と福祉のページ 12～13 P

朝倉市職員の人事異動（平成31年4月1日付け）

掲載は係長以上で、（ ）内は異動前の職場です。

【部長昇任】

- ▼農林商工部長
石橋一良（農業委員会事務局長）
- ▼都市建設部長
日野浩幸（都市計画課長）
- ▼教育部長
山南哲也（文化・生涯学習課長）
- ▼議会事務局長
井上宏一（総務部人事秘書課付参事 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合 派遣）

【部長配置替】

- ▼総務部長（庁舎・十文字公園整備室長事務取扱）
石井清治（議会事務局長）

【課長昇任】

- ▼子ども未来課長
上村一成（環境課リサイクル推進係長）
- ▼文化・生涯学習課長
浦塚武実（防災交通課交通対策係長）
- ▼上下水道課長
石田裕二（農業振興課営農推進係長）
- ▼朝倉支所長
梅野文幸（朝倉支所市民窓口係長）

【課長配置替等】

- ▼総務部人事秘書課付参事 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合派遣
森部秀二（福祉事務所長）
- ▼福祉事務所長
平田龍次（子ども未来課長）
- ▼都市計画課長
井上政司（下水道課長）
- ▼農業委員会事務局長
高岩浩司（水道課長）

【課長補佐昇任】

- ▼上下水道課長補佐（庶務係長事務取扱）
保坂恭彦（水道課浄水場係長）

【課長補佐配置替】

- ▼朝倉支所長補佐（市民窓口係長事務取扱）
江藤宏彦（農林課長補佐庶務係長事務取扱）

【係長昇任】

- ▼人事秘書課人事秘書係長
庄本和裕（文化・生涯学習課）
- ▼防災交通課交通対策係長
岩下和輝（ふるさと課）
- ▼市民課戸籍住民係長
井上美世（市民課）
- ▼朝倉診療所看護師長
高山弓枝（朝倉診療所）
- ▼子ども未来課子育て支援係長
時川由美（子ども未来課）

人事秘書課

- ▼福田保育所長
繁松理恵（福田保育所）
- ▼蟻城保育所長
梅野裕美（蟻城保育所）
- ▼三奈木保育所長
江藤利枝（秋月保育所）
- ▼農林課庶務係長
柳原雄一（農林課）
- ▼農業振興課営農推進係長
古賀守（都市計画課）
- ▼上下水道課水道工務係長
原田博（環境課）

【係長配置替等】

- ▼ふるさと課地域振興係長
佐々木陽子（保険年金課国民健康保険係長）
- ▼防災交通課消防防災係長
栗野紀彦（教育課施設係長）
- ▼環境課リサイクル推進係長
養父弘明（杷木支所市民窓口係長）
- ▼人権・同和对策課隣保館係長
篠原眞由美（農林課庶務係長）

- ▼保険年金課国民健康保険係長
草場恵美（子ども未来課子育て支援係長）

▼福祉事務所保護係長

- 大山治男（人権・同和对策課隣保館係長）

▼商工観光課商工労働係長

- 大山京一郎（福祉事務所保護係長）

▼農林課農林土木係長

- 池邊信治（下水道課工務係長）

▼教育課施設係長

- 川上憲司（商工観光課商工労働係長）

▼上下水道課庶務係長

- 高岩羊子（下水道課庶務係長）

▼上下水道課浄水場係長

- 田中健司（水道課庶務係長）

▼上下水道課下水道工務係長

- 上野幸男（水道課工務係長）

▼杷木支所市民窓口係長

- 鬼塚美由紀（ふるさと課地域振興係長）

【退職者（平成31年3月31日、係長級以上）】

- ▼鶴田浩（総務部長（庁舎・十文字公園整備室長事務取扱））
- ▼岩切範宏（農林商工部長）
- ▼井上浩（都市建設部長）
- ▼高良恵一（教育部長）
- ▼末次一夫（朝倉支所長）
- ▼本田博子（市民課長補佐（戸籍住民係長事務取扱））
- ▼信國美恵子（朝倉診療所看護師長）
- ▼山見祐子（三奈木保育所長）
- ▼青木明子（久喜宮保育所長（志和保育所長兼任））
- ▼吉田千代（杷木保育所長（松末保育所長兼任））

問 市人事秘書課 ☎28・7592

人間ドックの一部として 国保特定健診が受けられます

健康課

市が指定する医療機関（下表）で人間ドックを受診した場合、特定健診の費用（自己負担金は除く）が市から支払われます。

■期間：5月1日（水・祝）～平成32年2月29日（土）

■対象：40歳～74歳の朝倉市国民健康保険加入者

問 市健康課 ☎22・0399

《特定健診と人間ドック等を同時受診した場合》

人間ドック等費用		
特定健康診査分 7765 円（血液・尿検査など）		
市負担：6765 円	②自己負担 1000 円	①自己負担

■受診者負担

①人間ドック等費用（医療機関により異なる）－ 7765 円
＋ ②特定健康診査自己負担 1000 円

※ 10 月以降は消費税率の変更に伴い、特定健康診査および市負担額の変更あり（受診者負担は変わりません）

【医療機関一覧】 申込時に特定健診の同時受診を希望することを医療機関に伝えてください。

医療機関名	住所	電話番号
朝倉医師会病院	来春 422-1	28-7067
朝倉健生病院	甘木 151-4	22-5511
甘木中央病院	甘木 667	22-5550
嶋田病院	小郡市小郡 217-1	0942-72-2375
田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田 892	0943-72-2727
久留米総合病院	久留米市櫛原町 21	0942-33-1211
聖マリアヘルスケアセンター	久留米市津福本町 448-5	0942-36-0721
新古賀クリニック	久留米市天神町 106-1	0942-35-3170

※詳しい受診方法などは、各医療機関にお問い合わせください。

元号に関する表記について 本紙発行時点では、新元号の施行前であるため、平成31年5月以降も、これまでどおり「平成」を使用していますので、読み替えをお願いします。

●朝倉市役所（代表） ☎ 22-1111 ☎ 22-1118

住まいに関する 補助事業

都市計画課

市では、住居に関する補助を行っています。

■対象：市ホームページを確認してください

■要件：着工・契約前であること

※そのほかにも要件があります（市ホームページを確認してください）。

■申込先：市都市計画課（本庁2階）

※予算が無くなり次第終了します。

問 市都市計画課（☎22・1115）

- ※1 申請者の直系親族3世代の人が朝倉市の住民である世帯
- ※2 転入世帯は転入人数によって加算あり
- ※3 平成29年7月九州北部豪雨の被害を受けて空家になったもの
- ※4 限度額は市内業者施工の場合60万円。ただし、耐震シエルト・防災ベッド設置費補助は、補助率46・限度額は30万円。
- ※5 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者など
- ※6 耐震改修等を伴うものは、限度額の上乗せあり

事業名	対象経費	主な要件	補助割合・限度額
あさ暮らし住宅リフォーム補助	リフォーム工事費用の一部	・3世代世帯（※1）または転入者 ・市内業者が施工するもの	1/10（※2） 30万円
あさ暮らし住宅補助	新築・建売購入費用の一部	・市内業者が施工する建物であること ・転入者（転入日以前3年以内において、朝倉市の住民基本台帳に記録がない者）	1/20 100万円
不良空家等解体撤去補助	老朽化した空家・被災空家（※3）の解体費用の一部	・市の診断で危険であると判断されるもの ・木造または軽量鉄骨の空家 ・居住の用に供する建築物であること（倉庫等は対象外）	1/2 50万円
土砂対策擁壁等設置補助 ※詳しくは、復興ニュース（9ページ）を確認してください。	土砂災害特別警戒区域内の住宅または居室を有する建築物の土砂災害対策改修費用の一部	土砂災害特別警戒区域内の住宅であること	23/100 75.9万円
危険ブロック塀等撤去費補助	耐震性の無い危険なブロック塀などの撤去費用の一部	・市の診断で危険であると判断されるもの ・道路（一般の用に供する）に面していること ・高さが1m以上あること	1/2 10.9万円
木造戸建て住宅耐震改修等補助	木造戸建ての耐震改修等費用の一部	・木造戸建て住宅（昭和56年5月31日以前の建築物）で、耐震診断の結果、耐震性がないと診断された住宅 ・補助金申請前に耐震診断を受けたもの	1/2（※4） 40万円
がけ地近接等危険住宅移転事業補助	除却・危険住宅に代わる住宅の建設・購入に伴う借入金の利子相当額の一部	・がけ地近接等危険区域から住宅移転するもの ・対象の危険住宅の除却を伴うもの	100/100 495.2万円
住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進	空家を住宅確保要配慮者（※5）向け賃貸住宅に改修する工事費用の一部	・住宅確保要配慮者に10年以上貸し付けができるもの ・事前に県の住宅登録ができるもの	2/3 100万円（※6）

平成29年7月九州北部豪雨 災害公営住宅補充入居者の募集

都市計画課

入居申し込みの取り下げなどで、空家が生じた場合の補充入居者募集を行います。

※災害公営住宅等入居にかかる第3次意向調査での申込者、平成31年1月に実施した災害公営住宅補充入居者の募集での申込者は、申込不要。

■申込資格

- ①災害により滅失した住宅に居住していたこと
- ②入居する世帯全員の月間所得が規定内であること など
- ※申込資格、必要書類など詳細は、募集案内をご覧ください。

■抽選会：5月下旬（予定）
■募集案内配布・申込期間
4月15日（月）～5月7日（火）
■募集案内および申込書配布・受付場所：市都市計画課住宅係（本庁2階）、朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）
問 市都市計画課住宅係（☎28・7582）



▲杷木団地（仮称）の完成予想イメージ

平成29年7月九州北部豪雨 住民票等の発行手数料の 減免期間を延長

市民課

平成29年7月九州北部豪雨で被災した人が、生活再建のために住民票、戸籍、印鑑証明書などの証明書類を必要とする場合、発行手数料の全額減免を次のとおり延長します。

■期間：平成32年3月31日（火）まで
■必要なもの：り災証明書
※印鑑登録証がない場合は、本人確認のうえ、再登録が必要です。
問 市市民課（☎22・1113）

平成29年7月九州北部豪雨 代替家屋（新築・中古ともに対象） の固定資産税を減額

税務課

平成29年7月九州北部豪雨により被災した家屋の代わりに取得した代替家屋の固定資産税を減額します。

■減額内容

代替家屋が新たに課税となった年から4年間の固定資産税のうち、対象被災家屋の課税床面積相当分の課税を1/2に減額。

■減額条件：次の要件をすべて満たすこと

①被災家屋は、平成29年7月九州北部豪雨により滅失・損壊した家屋で解体撤去または売買などの処分をしている

②代替家屋は、平成29年7月5日～平成34年3月31日に取得した家屋で、被災家屋と家屋の種類、使用目的または用途が同一である

③代替家屋の所有者が、次のいずれかである

- ・被災家屋の所有者本人または所有者の相続人
- ・被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- ・被災家屋の所有者（法人）の合併

■必要書類
①被災家屋が平成29年7月九州北部豪雨により滅失または損壊した旨を証明する書類「り災証明書（写）など」
②被災家屋が被災者生活再建支援法の適用を受ける市町村に所在することを証明する書類「平成29年度固定資産税名寄帳（写）など」
③被災家屋の処分を確認できる書類「解体完了書（写）や売買契約書（写）など」
※被災家屋が朝倉市に所在し、固定資産税の減免を受けているなどで確認できる場合には、前述の書類が不要な場合があります。
※その他、印鑑と本人確認ができるもの（運転免許証など）が必要。
■受付場所：市税務課（本庁1階）
問 市税務課（☎28・7563）



軽自動車税の税率（税額）

税務課

【軽自動車税】

平成31年度は表①の税率（税額）となります。

■最初の新規検査を受けた年月の確認方法

自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。

【軽自動車税の税率の特例（重課）】

初度検査年月から13年を経過した四輪および三輪の軽自動車は、表②の税率（税額）です。本年度は、平成18年3月31日以前に初度検査を受けた車両となります。

【軽自動車税の税率の特例（軽課）】

グリーン化特例が適用されます
平成30年4月1日～平成31年3月31日に新規取得した一定の環境性能を有する四輪および三輪の軽自動車について、その燃費性能に応じて、表③のグリーン化特例が適用されます。

問 市税務課（☎28・7562）

【表① 軽自動車税率（税額）】

車種区分		税額
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
小型特殊自動車	ミニカー	3,700 円
	農耕作業用	2,400 円
軽自動車	その他	5,900 円
	二輪（125cc 超 250cc 以下）	3,600 円
	三輪	平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両 平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両
	四輪以上（660cc 以下）	平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両
		乗用 自家用 7,200 円 乗用 営業用 5,500 円
		貨物 自家用 4,000 円 貨物 営業用 3,000 円
		平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両
		乗用 自家用 10,800 円 乗用 営業用 6,900 円
		貨物 自家用 5,000 円 貨物 営業用 3,800 円
	二輪の小型自動車（250cc 超）	

【表② 軽自動車税の税率（税額）の特例（重課）】

車種区分		税額
軽自動車	三輪	初度検査年月から 13 年を経過した車両
	四輪以上（660cc 以下）	乗用 自家用 12,900 円 乗用 営業用 8,200 円
		貨物 自家用 6,000 円 貨物 営業用 4,500 円
		初度検査年月から 13 年を経過した車両

※ただし、電気自動車等を除きます。

【表③ 軽自動車税の税率の特例（軽課）】

対象車	内容（税率軽減）	対象車	内容（税率軽減）
軽乗用車		軽貨物車	
電気自動車等（注1）	概ね 75 ㊦軽減	電気自動車等（注1）	概ね 75 ㊦軽減
平成 32 年度燃費基準 +30 ㊦達成車	概ね 50 ㊦軽減	平成 27 年度燃費基準 +35 ㊦達成車	概ね 50 ㊦軽減
平成 32 年度燃費基準 +10 ㊦達成車	概ね 25 ㊦軽減	平成 27 年度燃費基準 +15 ㊦達成車	概ね 25 ㊦軽減

（注1）電気自動車・天然ガス自動車（平成21年排出ガス10㊦以上低減車または平成30年排出ガス規制適合車）とする。

※ガソリン車およびハイブリッド車は、平成17年排出ガス規制75㊦低減車または平成30年排出ガス規制50㊦低減車に限ります。

※平成30年度軽自動車税で「グリーン化特例（軽課）」を受けた車両は、平成31年度は通常の税率で課税されます。

健康福祉館「卑弥呼ロマンの湯」の休館

介護サービス課

健康福祉館「卑弥呼ロマンの湯」は、指定管理者による運営を行ってききましたが、3月末日をもって、指定管理者の指定の取り消しを行いました。

4月1日（月）からは当面の間、市の運営となりますが、現在は開館に向けた準備のため休館しています。

開館は、4月27日（土）からの大型

連休前を予定しています（準備が整い次第、一日も早く開館する予定です）。

詳細が決まりましたら、市ホームページなどでお知らせします。

皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

問 健康福祉館「卑弥呼ロマンの湯」（☎21・8800）

大型連休中のコミュニティバスなどの臨時運行

防災交通課

コミュニティバスなどは、4月28日（日）～5月6日（月・休）の大型連休中、次のとおり臨時運行します。

■運行交通機関：朝倉地域コミュニティバス、あいのりタクシー、あいのりスクールバス

■臨時運行日：5月1日（水・祝）～2日（木・休）の2日間

※ただし、福城線と杷木東部線、高木地域あいのりスクールバスは、5

月1日（水・祝）のみ。馬田線は5

月2日（木・休）のみ。

※運行便数および運行時間は、通常運行と同様です。

問 市防災交通課（☎28・7556）



公共汚水枡・市設置型浄化槽および個人設置型浄化槽の申請

上下水道課

【公共汚水枡・市設置型浄化槽の設置申請】

下水道が既に整備された地域で、公共汚水枡がなく、下水道へ接続を希望する人は、公共汚水枡の設置申請が必要となります。

また、公共下水道や農業集落排水事業等以外の区域では、申請により市が浄化槽を設置し整備を行っていきます。

なお、公共汚水枡設置工事・浄化槽設置工事には負担金（分担金）および毎月の使用料が必要となります。申請から工事完了まで数力月の期間を要するため、早めの申請をお願いします。

■申請期限：11月末まで

※12月以降に受け付けたものは、平成32年度の工事となります。

※期限内に申請を行っても、予算の都合上、平成32年度の工事になる場合があります。

■申請先：市上下水道サービスセンター（本庁5階）

【個人設置型浄化槽の補助申請】

下水道の計画区域内であるが、まだ認可を受けていない区域に個人で浄化槽を設置する場合に、補助金を交付することがあります。

※予算がなくなり次第終了
■対象：平成32年3月末日までに工事が完了するもの

※補助金には限りがありますので、早めの申請をお願いします。

■申請先：市上下水道サービスセンター（本庁5階）

問 市上下水道サービスセンター（☎22・1119）

